

京都市告示第 519 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 2 月 27 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
粟田経 3 号線	左京区粟田口鳥居町 21 番地の 23 地先から 東山区東町 244 番地地先まで	旧	メートル 75.20	2.25 ～メートル 3.90
		新	75.20	6.00 ～ 7.00
粟田緯 5 号線	左京区粟田口鳥居町 21 番地の 23 地先から 同町 49 番地の 1 地先まで	旧	31.90	3.80 ～ 4.00
		新	31.90	6.00 ～ 9.00
岩倉 61 号線	左京区岩倉長谷町 230 番地の 24 地先から 同町 247 番地の 6 地先まで	旧	18.70	5.25
		新	19.10	6.00
岩倉 65 号線	左京区岩倉長谷町 230 番地の 24 地先から 同町 247 番地の 6 地先まで	旧	9.00	7.00 ～ 8.15
		新	9.00	8.21 ～ 10.00

東第一経6号線	左京区一乗寺弘殿町8番地の4地先から 同町30番地の3地先まで	旧	17.20	5.90
		新	17.20	6.01 ~ 6.06
東第一緯1号線	左京区一乗寺弘殿町8番地の5地先内	旧	3.00	6.00 ~ 12.00
		新	3.00	6.00 ~ 12.07
西九条経22号線	南区西九条寺ノ前町10番地の5地先から 同区西九条戒光寺町21番地の6地先まで	旧	13.30	9.25 ~ 10.30
		新	13.30	9.27 ~ 13.65
西九条緯2号線	南区西九条戒光寺町20番地の2地先から 同町2番地の4地先まで	旧	30.10	1.40 ~ 1.45
		新	30.70	2.71 ~ 4.72
西九条緯3号線	南区西九条寺ノ前町10番地の3地先から 同区西九条戒光寺町20番地の2地先まで	旧	32.90	3.85 ~ 4.15
		新	32.90	4.01 ~ 4.10
太秦経132号線	右京区太秦京ノ道町27番地の1地先から 同町26番地の5地先まで	旧	36.40	2.73 ~ 3.90
		新	37.00	6.00 ~ 9.00
太秦緯7号線	右京区太秦京ノ道町24番地の3地先から 同町27番地の1地先まで	旧	33.10	6.00 ~ 7.00
		新	33.10	6.00 ~ 6.01

花園緯69号線	右京区太秦京ノ道町24番地の3地先から	旧	33.10	6.00 ~ 7.00
	同区太秦三尾町1番地の255地先まで	新	33.10	6.00 ~ 6.01
松尾山田緯9号線	西京区山田畑田町17番地の1地先から	旧	22.30	0.70 ~ 4.00
	同町4番地の3地先まで	新	22.30	2.18 ~ 6.01
西楽図子通	伏見区竹中町609番地地先から	旧	9.00	4.10 ~ 4.65
	同町640番地の1地先まで	新	9.00	4.10 ~ 4.58
下板橋通	伏見区下板橋町575番地の3地先から	旧	22.90	7.60 ~ 8.95
	同町593番地の1地先まで	新	22.90	7.60 ~ 8.95
竹中町通	伏見区下板橋町575番地の3地先から	旧	130.30	5.60 ~ 8.85
	同区竹中町640番地の1地先まで	新	130.30	5.60 ~ 9.71
淀駅南側道線	伏見区淀池上町19番地の3地先から	旧	152.50	6.00 ~ 10.00
	同町180番地の3地先まで	新	163.00	5.00 ~ 6.50

(建設局道路部道路明示課)